

令和8年度精神障がい者地域移行・地域生活支援関係者研修開催要領

1 目 的

改正精神保健福祉法が、令和6年4月1日に全面施行となり、法改正では、措置入院者への退院後生活環境相談員の選任の義務化、医療保護入院者の入院期間が定められることに伴う医療保護入院者退院支援委員会の位置づけ・開催方法の変更、地域援助者事業者の紹介の義務化など、病院として取り組むべき退院促進措置が大きく変わった。

退院後、地域においても、精神障がい者が適切な医療を受けて、地域で安心して生活を続けていくためには、医療機関と地域の支援機関の連携の推進がより求められる。そこで精神障がい者の退院支援や地域生活支援に関わる支援者が、地域移行支援に関する知識やスキルを得て、それぞれの地域において、支援の実践ができることを目的とし開催するものである。

2 主 催

岩手県（精神障がい者地域移行・地域生活支援関係者研修企画研究会）

3 日 時

令和8年10月13日（火）10：00～16：30

4 場 所

キオクシアアイーナ（いわて県民情報交流センター）501 会議室 ※参集型研修です。

【〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号】

5 受講対象等

精神障がい者の地域移行（退院促進）、地域生活支援、相談に関わる精神保健医療福祉関係者

- ① 精神科病院の職員（退院後生活環境相談員、精神保健福祉士、看護師、作業療法士、心理士等）
 - ② 相談支援事業所の職員（相談支援専門員、サービス管理者等）
 - ③ 保健福祉関係の行政職員（市町村、保健所、県広域振興局等の保健師、障がい福祉担当職員等）
- 上記①～③以外の精神保健医療福祉関係者

6 内 容

別紙プログラムのとおり

7 修了証の交付

受講した者には、修了証書を交付する。精神障害者支援体制加算（35単位/月）の研修には該当

8 参加費用

無料（なお、参加にかかる交通費や昼食費用は参加者の自己負担とする。）

9 出席報告

別紙「出席報告」を**令和8年9月30日（水）**までにメール（下記アドレス）またはFAXで報告すること。

※人数が多い場合は、調整させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

10 問合せ・申込先

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 こころの支援担当

電話：019-629-5450 FAX：019-629-5454

E-mail：代表アドレス AD0026@pref.iwate.jp / AD0026@pref.iwate.lg.jp